

## 文化講座制度の概要

### ☆文化講座とは

鯖江市文化講座は、各地区公民館等施設において、地区民の方々を中心に、生涯学習を進めることを目的として、仲間同士や学びたい人たちでグループを作り、そこに講師を迎えて、何かを学ぶ自主学習講座（サークル）のことであります。

みんなで注意事項を守って、気持ち良い文化講座活動の輪を広げましょう。

### ☆文化講座登録のための要件

文化講座として登録するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ・5名以上のメンバーで活動している講座であること。
- ・市内在住・もしくは市内在勤の方のみで構成されている講座であること。
- ・受講者(参加者)自らが運営を行っている講座であること。
- ・誰でも参加できる講座であること。
- ・受講料・会費が高額でないこと。
- ・公民館の運営・行事に積極的に参加し、協力できること。
- ・その他、施設使用に関するルールを順守できること。

### ☆文化講座の使用料

・文化講座として登録し、教育委員会の承認を得ることで、施設使用料の80%が減額となります。

・空調の使用料金については、1年のうち6ヶ月分を標準月として設定して年間の使用料に加算されます。

・使用料は年度間分を前払いとし、教育委員会の発行する納付書で金融機関にて納入します。

・原則として納入された使用料は返金できませんが、施設や地域の都合で使用できない場合や、1か月前使用変更届出書を提出し、承認を得た場合には年度末に還付します。

### ☆文化講座としての施設利用

・文化講座として使用料の減額が適用されるのは、教育委員会に申請を行い、承認された内容どおりに利用する場合に限ります。

・申請した利用回数の内、還付の対象となる利用についてのみ、公民館等の許可を得ることで日・時間・場所等を振り替える事ができます。

・申請内容と異なる利用がなされている場合や、施設の利用のルールを順守いただけない場合は、文化講座の承認が取り消されます。